



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.  
okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2018 MAY / 205号

## ★ 商品・役務の類否と類似群 ★

先月号の岡本特許ニュースで類似群に関する特許庁の運用変更についてお知らせしました。類似群の制度は商標出願の審査を効率的で予測可能なものにするのに役立つことも述べました。しかし、それがいえるのは特許庁段階までであり、裁判所では必ずしもそれに拘束されないことを最近の判決（平成 29 年（ワ）第 123 号）で再認識させられました。

### 1. 事案

原告が被告に対して、商標権侵害を理由として被告商品の差し止めを求めました。

#### (1) 原告の商標権

登録第 5848068 号「ジェイファーム」（標準文字）

指定役務：第 35 類「加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

（類似群は 35K03、ただし 32F04 とも類似）

#### (2) 被告の使用商標

被告商品 1：「みかんシロップ」（類似群は 29C01）について「（有）ジェイファーム小田原」

被告商品 2：「梅ジャム」（類似群は 32F04）について「Jayfarm-Odawara」

被告商品 3：「ブルーベリージャム」（類似群は 32F04）について「Jayfarm-Odawara」

### 2. 争点

- (1) 被告各商品は本件指定役務に類似するか
- (2) 被告各標章は本件商標に類似するか
- (3) 被告が被告各標章につき先使用权（商標法 32 条）を有するか
- (4) 本件商標は商標法 4 条 1 項 10 号に該当するか

### 3. 判決

争点(1)において、被告各商品は本件指定役務に類似しないので、争点(2)～(4)を判断するまでもなく、商標権侵害に当たらない。

### 4. 解説

特許庁の審査基準によれば、被告各商品の類似群は、「みかんシロップ」が「29C01」、「梅ジャム」と「ブルーベリージャム」が共に「32F04」です。それに対して、原告の本件指定役務の類似群は「35K03」ですが、同時に「32F04」とも類似するとされています。したがって、審査基準通りであれば、原告指定役務は被告商品(1)とは非類似ですが、被告商品(2)と(3)については類似であり、少なくとも争点(1)はクリアしているようにも見えます。それにも拘わらず、判決では争点(1)で門前払いとなってしまいました。

審査基準について、判決は次のように言っています。「類似商品・役務審査基準は、商標登録出願審査事務の便宜と統一のために定められたものであり、裁判所の判断を拘束するものではないから、類似商品・役務審査基準において類似すると推定されているというだけで、本件指定役務と被告商品 2 及び 3 が類似するということとはできない。」

裁判所にとって、被告各商品が本件指定役務に類似するかどうかを判断する決め手となったのは次の点です。

「本件の証拠上、ジャム等の加工食料品の取引の実情として、製造・販売と小売等役務の提供が同一事業者によって行われているのが通常であるとまでは認めることができないというべきであり、被告商品 2 及び 3 の実際の取引態様を踏まえて検討しても、被告商品 2 及び 3 に本件商標と同一又は類似の商標を使用する場合に、需要者において、被告商品 2 及び 3 が本件小売等役務を提供する事業者の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にはないというべきである。」

すなわち、「同一事業者によって行われているのが通常である」かどうかが決め手となっています。